

総行福第156号
令和3年6月15日

各都道府県総務部長 殿
(市町村担当課・区政課扱い)

総務省自治行政局公務員部福利課長
(公 印 省 略)

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方公務員等共済組合法の改正について
(通知)

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号。以下「健保法等改正法」という。)が令和3年6月11日に公布され、同法附則第15条により地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。)の一部が改正されました。

このたびの改正概要は下記のとおりですので、関係事項を貴都道府県内の指定都市を除く市区町村(一部事務組合を含む。)並びに市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に対し通知の上、その施行に遺漏のないよう願います。

なお、施行に当たって別途制定する政令及び省令については、それぞれの公布等の時点でその改正概要を改めて通知します。

第1 改正の趣旨

健保法等改正法において、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく全世代対応型の社会保障制度を構築するため、後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しをはじめとする所要の改正が行われた。

同法による健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「厚年法」という。）の改正において、傷病手当金と労災給付の調整に係る情報照会規定の創設、保健事業における健康診断情報等の活用促進、育児休業期間中の保険料の徴収免除の見直し等の措置が講じられることに併せて、地方公務員共済制度においてもこれに準じた措置を講ずることとした。

第2 地共済法の一部改正関係

1 傷病手当金と休業補償等の調整に係る情報照会規定の創設に関する事項

傷病手当金及び労災給付の円滑な併給調整を行うため、健保法の改正により、保険者は、被保険者の同意の有無に関わらず、労災給付を行う者に対し、当該給付の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができることとされた。

これを踏まえ、地方公務員共済制度においても、組合は、傷病手当金の支給に関し必要があると認めるときは、休業補償等の支給状況につき、休業補償等の支給を行う者に対し、必要な資料の提供を求めることができることとされたこと。（地共済法第68条第12項関係）

2 健康診断の記録の写しの福祉事業への活用に関する事項

保険者がより効果的かつ効率的に保健事業を行うため、健保法の改正により、保険者は、被保険者等を使用している事業者等に対し、当該被保険者等に係る健康診断に関する記録の写し等を提供するよう求めることができ、提供を求められた事業者等は、当該記録の写しを提供しなければならないこととされた。

これを踏まえ、地方公務員共済制度においても、以下のとおり所要の措置を講じた。

(1) 組合は、組合員等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって必要があると認めるときは、組合員等を使用している事業者等に対し、当該事業者等が保存している当該組合員等に係る健康診断に関する記録の写し等を提供するよう求めることができることとされたこと。（地共済法第112条第3項関係）

提供を求められた事業者等は、当該記録の写しを提供しなければならないこととされたこと。（地共済法第112条第4項関係）

組合は、組合員等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たっては、事業者等から提供を受けた組合員等に係る健康診断に関する記録の写し等を活用

- し、適切かつ有効に行うものとされたこと。（地共済法第112条第5項関係）
- (2) 組合は、特定健康診査等を行うに当たっては、事業者等から提供を受けた組合員等に係る健康診断に関する記録の写し等を活用し、適切かつ有効に行うものとされたこと。（地共済法第112条の2第2項関係）

3 育児休業期間中の掛金等の徴収免除に関する事項

健保法及び厚年法の改正により、短期間の育児休業の取得に対応して、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除するとともに、賞与に係る保険料については1月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象とすることとされた。

これを踏まえ、地方公務員共済制度においても、以下のとおり所要の措置を講じた。

- (1) 育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として主務省令で定めるところにより計算した日数が14日以上である場合は、当該月の掛金等は徴収しないこととされたこと。（地共済法第114条の2第1項第2号関係）
- (2) 組合員が連続する2以上の育児休業等をしている場合（これに準ずる場合として主務省令で定める場合を含む。）における育児休業期間中の掛金等の特例の適用については、当該育児休業等の全部を一の育児休業等とみなすこととされたこと。（地共済法第114条の2第2項関係）
- (3) 育児休業等の期間が1月以下である者については標準報酬の月額に係る掛金等に限り徴収しないこととし、標準期末手当等の額に係る掛金等については1月を超える育児休業等を取得している場合に限り徴収しないこととされたこと。（地共済法第114条の2第1項関係）

4 医療扶助における電子資格確認の導入に関する事項

生活保護の医療扶助において電子資格確認が導入されることを踏まえ、健保法と同様に、地方公務員共済制度においても、以下のとおり所要の措置を講じた。

- (1) 社会保険診療報酬支払基金等に事務を共同して委託する主体に、医療に関する給付等を行う者を加えることとされたこと。（地共済法第144条の3第2項関係）
- (2) その事務が円滑に実施されるよう、電子資格確認における関係者が連携及び協力する事務として、医療に関する給付を定める法令の規定により行われる事務を加えることとされたこと。（地共済法第144条の3第4項関係）

第3 経過措置について

改正後の育児休業期間中の掛金等の徴収免除に関する規定は、令和4年10月1日以後に開始する育児休業等について適用し、同日前に開始した育児休業等については、なお従前の例によることとされたこと。（健保法等改正法附則第16条関

係)

第4 施行期日

令和4年1月1日から施行することとされたこと。

ただし、次の事項については、当該各事項に定める日から施行することとされたこと。

ア 第2の3に関する事項 令和4年10月1日

イ 第2の4に関する事項 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

第5 その他

健保法等改正法による健保法の改正により、保険者が健康保険組合である場合においては、任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額（以下「資格喪失時の標準報酬月額」という。）が全被保険者の標準報酬月額の平均額を基礎とした標準報酬月額を超える任意継続被保険者について、規約で定めるところにより、資格喪失時の標準報酬月額をその者の標準報酬月額とすることができることとされた（健保法第47条第2項）。

地方公務員共済制度における対応については、現在検討中であることを申し添える。